

町章

4月1日現在の天王町
 本籍数 3,954
 本籍人口 13,961
 世帯数 2,664
 住民登録人口 12,905
 内 男 6,467
 女 6,438

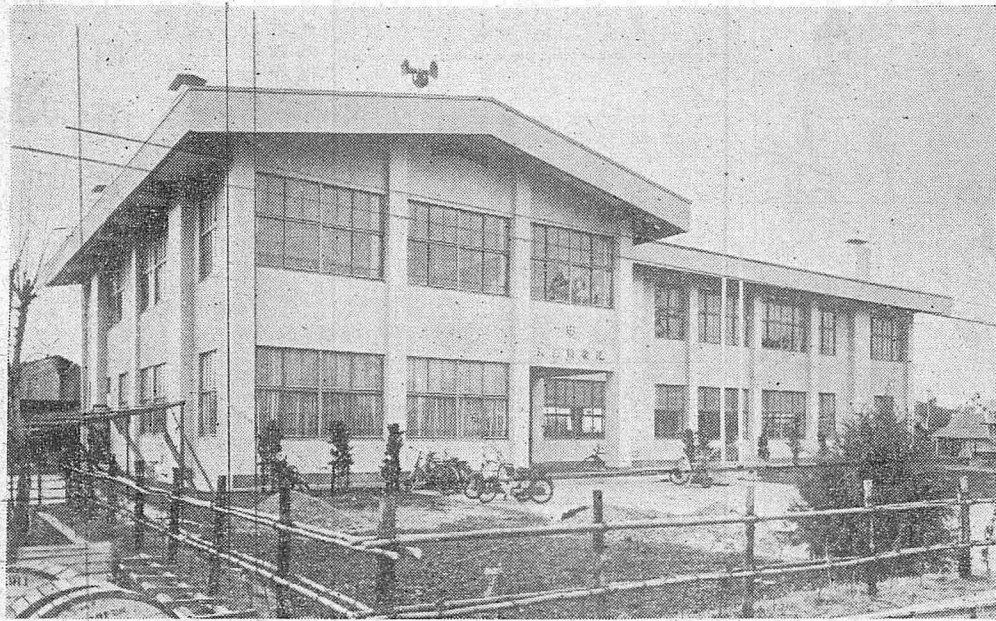
天のう 報 広

発行所
 秋田県天王町役場
 (天玉局 1番42番)

編集
 天王町役場総務課

第13号 昭和40年5月1日発行

印刷
 一日市印刷所
 電話 38



役場庁舎完成す

— 役場庁舎全景 —

建築概要
 鉄筋コンクリート造二階建
 一階面積 五五八平方米
 (一六八・七九五坪)
 二階面積 五二二平方米
 (一五七・九〇五坪)
 合計 一、〇八〇平方米
 (三二六・七〇〇坪)

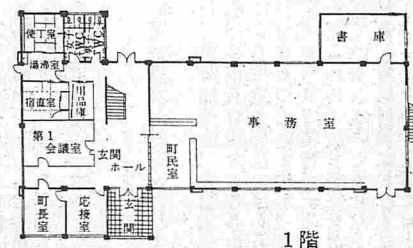
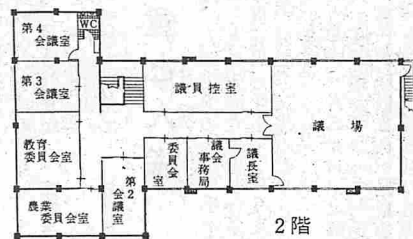
工期
 着工 昭和三十九年七月二十日
 竣工 昭和四十年三月二十日

工事費
 三〇、二七八、三七〇円

工事関係者
 設計監理 小畑勇設計事務所
 工事施工者 大木建設株式会社

庁舎新築工事概要

庁舎平面図



五月のこよみ	
1日	メーデー
2日	八十八夜
3日	憲法記念日
5日	こどもの日
6日	立夏
8日	世界赤十字デー
9日	母の日
10日	愛鳥週間
17日	日本体操祭
18日	国際善意デー
21日	小満
月異名	華月(さつき)
花暦	ぼたん
誕生石	緑玉(エメラルド)

藤原氏当選す

天王町長選挙

二田是藤現町長が本月十一日
任期万了となりますので、このた
めの町長選挙が四月十九日告示さ
れ、同月二十九日に執行されまし
た。その結果は次のとおりです。

当選三、四三四票 藤原慶三郎43
次点二、八三二票 京谷仁左門
投票総数 六、三四〇票
有効投票 六、二六六票
無効投票 七四票

五月十一日から二十日まで「春
の全国交通安全運動」期間です。
この運動は、人命尊重の見地から
交通事故防止の徹底、とくに歩行
者の交通事故の絶滅を目標として
すべての歩行者、運転者の雇い主
その他道路交通に関係ある者に、
交通安全思想の周知徹底をはかり

交通事故を防ごう

五月十一日から二十日まで「春
の全国交通安全運動」期間です。
この運動は、人命尊重の見地から
交通事故防止の徹底、とくに歩行
者の交通事故の絶滅を目標として
すべての歩行者、運転者の雇い主
その他道路交通に関係ある者に、
交通安全思想の周知徹底をはかり

- 一、安全な横断
イ、横断の際手を上げて車に合図する。
- ロ、横断歩道のあるところでは、必ず横断歩道を通る。
- ハ、信号機の見分を正しく覚え、信号に従って横断する。
- ニ、急に道路にとび出したりせず左右の安全を十分確認して横断する。
- ホ、運転者は横断歩道の直前で一時とまつて歩行者を先に通す。
- イ、酒を飲んだら運転しない。運転するときは飲まない。運転者に酒をすすめない。
- ロ、車の管理を適正にし、無免許者に運転させない。
- ハ、運転者はきめられた速度を守る。

- 三、適正な運行管理
イ、運行責任者を定め、適正な管理をする。
- ロ、運行管理に関する事業主の認識を高める。
- 四、安全な踏切通行
イ、踏切では必ず一時とまつて、安全を確認する。
- ロ、車輛には、赤旗、発煙燈、懐中電灯等をそなえつける。
- ハ、踏切保安施設および踏切道附近の環境を整備する。
- 五、車輛の完全整備
イ、仕業点検、定期点検などを励行して、常に車輛を完全に整備する。
- 六、道路交通環境の整備改善
イ、交通安全施設を整備改善する
- ロ、道路の不滞な占用、安全を阻害する屋外広告物等を排除する
- ハ、道路の汚損を防止し、清掃を励行する。
- ニ、青空駐車をなくする。

投票区名	有権者数		投票者数		投票率	
	男	女	男	女	男	女
天王	七九	六一	六九	三三	八七・三	五三・八
江川	二六五	二九〇	二四二	二〇六	九一・三	七〇・七
中羽立	五五	六三	五五	五〇	一〇〇	七九・三
二田第一	四六一	五一	四〇	九	九三・三	一七・三
二田第二	三九	三三	三三	二六	八四・七	七八・八
大崎	三六	三三	二六	二二	七二・二	六六・七
追分	三六	三三	二六	二二	七二・二	六六・七
計	三、四六	三、七〇	二、九六	二、三三	八五・六	六二・五



児童と人権

児童は、人類未来の担い手です。心身ともに未熟な児童が立派な社会の構成員となるかどうかは、社会の発展、文化の進歩とながつていきます。

一九五九年十一月二十日には国際連合第十四回総会において「児童権利宣言」が採択され、児童の福祉幸福を追求する児童の基本的権利が全世界にむかつて宣言され、わが国では昭和二十六年五月

五日に児童憲章が制定されました。また、児童福祉法、労働基準法少年法、学校教育法などの各種の法令により児童の福祉をはかりその権利をまもっています。現状は、宣言や憲章の精神が十分に尊重され、これらの法令が完全にまもられているとはいえません。

法務省人権擁護局における人権侵犯事件の統計から児童に対する人権侵害の実情をみると、教育職(四頁下段に続く)

くらしのメモ (五月)

◆五月の健康

月はじめの連休で旅行に出たり急に戸外での生活が多くなると、とくに小さい子どもさんは、血膜炎や胃腸障害をおこしやすいものです。こうした病状がみえたら早く手当てをすること。また、この季節は精神的にも疲労しやすいものです。

まず、暮しぶりをしつかり元にもどし、とかくうきうきする感情を追い払って、お仕事や学業に精を出す心がまえがたいせつです。五月には、畑や果樹園での農薬散布がはじまります。農薬についての事故がひん発していますが、これを防ぐには、農薬の成分や取り扱い方を十分知っておくことです。

また、庭の葉ざくらや梅の木に小さな毛虫がでてくるのもこのころです。この毛虫が大きくなると

忙中閑有

渡部 六 愁

故郷問ふ畦焼く匂いかきながら
やわらぎぬ遅日役場は移転の忙
畑打ちの背はみなまろし陽のな
かで

野にすみれ健診さけぶ広報車
濁きゆく渦に春鮎釣りあぐる
菫壺のふちを恨城にぶきのとう
児の言葉甘く響けり春灯下

たいへんな損害をあたえます。早目に毛虫退治をしておきましょう。林の一部にテントのような幕をはつておくとも虫がそこに集ります。そこへ油をつけた布を棒先うにまきつけて火をつけて焼き払うのが簡単で効果があります。もちろん適当な駆除剤も市販されていますから利用できます。

◆冬物衣料の始末

冬物の整理はお済みでしょうか。合オーバードも、もはや用済みどころです。洋服類は多少の出費があつても、ぜひドライクリーニングに出しておきたいものです。結局長もちすることになります。和服類でも、絹物のあわせをドライクリーニングに出せるのころですが、あまり何年も仕立てがえせずに着ると、ソデ口、タメトエリなどがだんだんいたみ、縫いなおしが必要になります。いまのうちにいいねいほとして洗濯りをしておきましょう。

そのほか四月中に整理しきれなかつた冬物、夜具あるいはもはや不用になつたセーター類は、ぜひ中旬ごろまでに始末しておきたいものです。

五月にはいると急にせんとくもの量がふえるのも主婦の苦勞のたねです。ことにはだ着的せんとくで注意したいことは、合成洗剤のすすぎが足りないといふアレルギー

体質のあるかたは、ジンマシンをおこしやすいということ。できれば最後のすすぎはお湯で十分すすぎ、天日で干しあげることがたいせつです。

◆保存食

農家は農繁期にはいますが、保存のきく食品を作っておくとたいへん便利です。酢魚、焼肉や干魚、ツクダといった食品を、自家製の野菜、たまごなどとうまく取り合わせて、一週間分の献立表を作っておきます。のらから帰つてあれこれ思案することもなく、すぐ食事にとりかかれます。

さて五月に入ると新たなまねぎもたくさん出回ります。新たなまねぎはやわらかさを生かして生食をおすすめします。水つぼくて甘味もあり、そのまま輪切りにして、ソースかマヨネーズをつけて食べる。スタミナがつくといわれます。

この基準量に達すれば国民の体位も欧米なみによくなるというわけです。最近、とくに若い女性の方の中には、ほそくやせたいばかりに朝食をぬいたり、中食をとらなかつたりしている方が見受けられます。もう一つの外という事です。もうもり食べて、十分運動して立派な体格を作ることが幸福な家庭をきずく要素であることを認識してほしいと思いますね。

◆やればできる

とかく室内にこもりがちだつたような寒い季節が終わり、五月からは、思いきつて体を鍛える絶好季となります。いまの学級教育にしろ、家庭でのしつけにしろ、どうも一本土性骨が足りないのではないかと反省させられることがありますね。皆さんのご家庭ではお子さんをだいにしているはず。一人間をだいにすることは教育の

農業の害を防ごう

農業による中毒の主な原因

- 一、散布作業中、散布者本人の不注意によるものが最も多く、散布途中で喫煙したり、農薬の付着した手で食事をする。
- 二、不健康状態の人が散布に従事して、中毒した人が多く、病後の人とか妊婦、睡眠不足の人達です。
- 三、散布に従事する人の服装が悪かつたための中毒もある。素手素足でマスク等を使用しなかつた。
- 四、その他、農薬に対する知識が

基本的な考え方です。ところが、だいにすること、甘やかすことを混同していませんか。それが第一の問題です。

第二は「なにごとやればできるんだ」という助言を与えておられますか。宿題のお手伝いはしてやつても、こともさん自身の手で「やればできる」自信をつけさせようと努力されているでしょうか。木のほりでも、鉄棒でも、あまりにも尻を押しあげすぎませんか。

◆雨季にそなえる

五月も下旬になると、そろそろ雨の心配をしておかねばなりません。家の回りの排水、雨もりなどを点検したり、家の補強をして万全の策をおこたらないことが、いざというときに役立つものです。

中途半端で、その取扱いを粗雑にしたり、炎天下に長時間散布作業に従事するなどがあげられます。

注意事項として
一、農薬散布にあつては、必ずゴム手袋、マスク等をするほか取扱いは慎重に行い、不健康な人は散布作業に従事しない。
二、作業後は手足はもうちろんのごと全身を石けんでよく洗い、衣類は毎日取り替えること。
三、めまいがしたり、頭痛がしたり気分が少しでも変になつたら医師の診断を受けることなどが大切です。

国民年金について

◎重い結核のかたや精神障害のかたは今すぐに年金請求の手續きをとつて下さい。

国民年金法における障害福祉年金の支給対象範囲にこれまでの目がまつたくみえない。耳がまつたく聞こえないとか手足が不自由などのいわゆる外部障害に昨年八月一日から次のような障害が加えられました。これをいわゆる内部障害といひます。

- 一、結核による身体の機能障害
- 一、結核により長期にわたつて安静を必要とする病状
- 一、喘息、慢性気管支炎などの呼吸器の機能障害(結核性のものを除く)

一、精神の障害(異常性格、ノイローゼ精神薄弱を除く)

そしてその障害の原因となつた病氣について始めて医師の診療を受けた日から三年たつた日(その日より前の日においてこれ以上よくなる可能性のないものはその日)において日常生活が自分一人ではできない程度である。二〇歳から六九歳までの人が障害福祉年金の支給対象となり年額二一六〇〇円が支給されることになりました。支給を受ける手續きの方法は次のとおりです。

- (1)手續きをすゝる窓口―市町村役場
- (2)年金が支給されるかされないかを決定する人―知事
- (3)手續きに必要書類―市町村役場に備えてある障害福祉年金歳

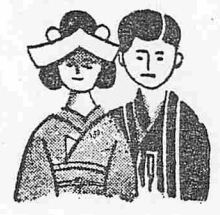
定請求書障害の程度についての医師の診断書、戸籍抄本、住民票の謄本

本人又は身寄のかた、近所のかたでこのような状態の障害のある人が自宅や病院におりましたら、すぐに市町村役場や県の国民年金課にお問い合せのうえ年金支給の手續をとつて下さい。

なほ、抛出年金に加入している人であつて、昭和三十七年五月一日以降に内部障害となつた者は、保険料を完納していきつて抛出制の障害年金を受けることができません。詳しいことは市町村役場の国民年金係にお問い合せ下さい。

◎国民年金に入りましょう
国民年金は厚生年金保険、各種共済組合に加入している人、年金を受けている人、あるいはその人の配偶者及び学生を除く二〇才から五九才までの日本国内に住所を有する人は、すべて国民年金に加入しなければならぬことになっていひます。

国民年金には、入つてもいいし、入らなくてもいいというものではなく、加入することは法律で決められた国民の義務であり、将来の年金を受ける権利を確保するためにも積極的に進んで届出することが望まれます。加入の手續きは簡単です。市町村役場に用紙が備へつてありますから、その用紙に氏名、生年月日、住所を書き、ハシを押して役場に出して下さい。



結婚

- 三月中に婚姻届のあつたもの
- 昭和田 加藤 幸長
 - 昭和田 加藤 定子
 - 協和田 進藤 京子
 - 群馬 齋藤 三三
 - 天田 小田 三三
 - 昭和田 佐藤 君代
 - 琴濱 佐藤 君代
 - 追分 安田 昭
 - 北海 安田 昭
 - 羽立 安田 昭

農産物品評会

開催について

昨年度は役場新庁舎建設等予算問題で見おくりましたが町民の要望が強く、又関係機関の技術員の話合ひにより今年は出品展示会及び農業技術取得のため県より専門技術員を御派遣いただき各部門ごとに講演会を開催する予定です。又多数参加するよう望みます。又作付体形については今から心掛け多数御出品下され盛大に開催されるよ御協力をお願い申し上げます。(開催期日は十一月の予定)

- 平鹿町 石川 幸清
- 茨城 沼田 幸子
- 天川 沼田 幸子
- 船橋 沼田 幸子
- 上下 沼田 幸子
- 岐阜 沼田 幸子
- 横手 沼田 幸子
- 金浦 沼田 幸子
- 天川 沼田 幸子
- 江越 沼田 幸子
- 秋田 沼田 幸子
- 大曲 沼田 幸子
- 福岡 沼田 幸子
- 東京 沼田 幸子
- 羽立 沼田 幸子
- 天北 沼田 幸子
- 仙北 沼田 幸子
- 金足 沼田 幸子
- 児玉 沼田 幸子
- 土崎 沼田 幸子
- 秋田 沼田 幸子
- 下越 沼田 幸子
- 船越 沼田 幸子
- 羽立 沼田 幸子
- 井田 沼田 幸子
- 不田 沼田 幸子
- 上野 沼田 幸子
- 愛知 沼田 幸子
- 大崎 沼田 幸子
- 戸賀 沼田 幸子
- 羽立 沼田 幸子
- 東京 沼田 幸子

- 三月中に死亡届のあつた方
- 脇本 栗森ユミ子(7才)
 - 二田 藤原 常盤(38才)
 - 天王 石川喜代吉(64才)
 - 江川 藤原 キミ(72才)
 - 秋田市 嵯峨 俊雄(23才)
- 三月中に出生届のあつたもの
- 男十一名、女三名計、十四名
 - 只野 忠義
 - 鎌田 テツエ
 - 川村 清一
 - 安田 友子
 - 菅原 善四郎
 - 三浦 トシ
 - 三浦 タキ子
 - 佐々木 信昭
 - 高橋 信昭
 - 藤原 京子
 - 大塚 淳子
 - 石川 好春
 - 三浦 ミエ子

(二頁下段より続く)

員の児童に対する侵犯(主として体罰)、教育をうける権利に対する侵犯(主として登校阻止)、その他酷使、虐待、人身売買、売春差別待遇など児童の人權を侵害している事例は依然として少なくありません。

五月五日のこどもの日から一週間行なわれる児童福祉週間にあたり、児童の人權保障のため、すべての人々が努力するようにしたいものです。